

タクシー利用券の申請・交付に関する Q & A

Q1	申請書のほか、障害者手帳の写しを同封する必要がありますか。
A1	障害者手帳の写しを同封する必要はありません。 ※那須塩原市以外の自治体による障害福祉サービス費や介護保険サービス費の給付を受けて市内の福祉施設等に入所している方(市内に住所を有している方)については、手帳情報を把握していないため、手帳の写しを同封してください。
Q2	返信用封筒に切手を貼る必要がありますか。
A2	切手は不要です。お近くのポストに切手を貼らずに投函してください。
Q3	簡易書留で受け取ることができなかった場合、どうすればよいですか。
A3	配達時にご不在によりお受け取りできなかった場合、郵便局に持ち帰りとなりますので、郵便局が発行した不在連絡票をご確認の上、郵便局における保管期間内(約1週間)に再配達を依頼するか、不在連絡票にて指定されている郵便局にてお受け取りください。 郵便局の保管期間が過ぎた場合は、利用券は市役所へ戻されます。申請者において郵便局に確認していただき、戻っていることが確認できれば、市役所窓口にて交付することができますので、 <u>事前に裏面の問合せ先へ連絡してください</u> 。 なお、市役所へ戻ってきた利用券については、再度の郵送はできません。
Q4	タクシー利用券を別の住所(一時的な住まいや別居の家族宅など)に郵送してほしいのですが。
A4	交付申請書の下部太枠内に <u>希望送付先の住所を記入してください</u> 。本人以外が受け取る場合は、 <u>代理人等の氏名、電話番号及び申請者との関係も記入してください</u> (代理人本人の署名である必要はありません。)
Q5	(申請者又は代理人が)窓口でタクシー利用券を受け取ることはできますか。
A5	希望により窓口にて交付することも可能ですが、申請書の受付及び利用券の交付は、4/1(火)以降となります。 その際、 <u>送付した申請書及び障害者手帳を持参してください</u> 。窓口にて、交付できることが確認できた場合、受領のサインをいただきます(印鑑は不要)。
Q6	例年、相談支援専門員やケアマネジャーなどに障害者手帳を預け、代理で窓口にて申請してもらっていたのですが、どうしたらよいですか。
A6	窓口にて申請する必要がなくなったため、申請書に必要事項を記載し、同封した返信用封筒にてお近くのポストに投函してください(手帳の写しの同封は不要です。)。なお、相談支援専門員やケアマネジャーなどが窓口にて受取りを希望する場合は、 <u>送付した申請書及び障害者手帳が必要</u> となります。
Q7	令和7年度の「車椅子タクシー利用券」を新規で申請したい(令和6年度は未交付)のですが、申請書が同封されていません。申請書を自宅へ郵送してくれますか。
A7	車椅子タクシー利用券の申請書については、令和6年度に車椅子タクシー利用券の交付を受けた方にのみ同封しています。交付対象者の場合は、申請書を郵送しますので、希望する場合は、裏面の問合せ先へ連絡してください。ただし、申請書の提出日によって交付時期は異なるため、3月中に交付できない場合があります。 ※交付対象者については、裏面でご確認ください。